

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

目次

- 第1章 計画の概要
- 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 施策の展開
- 第5章 量の見込みと確保方策
- 第6章 ひとり親家庭等の支援
- 第7章 子どもの貧困対策の推進（仮）
- 第8章 計画の推進
- 資料編

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成27（2015）年に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）年3月に策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、これからの次代を担う子どもたちの学力向上の取組、子育て世帯の経済的負担の軽減等の施策を実施し、子どもを真ん中においたまちづくりに取り組んできました。

この間にも、国内における子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、令和4（2022）年には国内の出生数が80万人を下回り、想定よりも早く少子化・人口減少が進んでいるほか、児童相談所における虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響など厳しい状況にありました。

このような状況のなか、令和5（2023）年4月にこども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを目的として、「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が創設されました。また、同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた動きが進められています。

本市においても、急速に変化する子ども・子育てをめぐるさまざまな問題に柔軟に対応し、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援していくためにも、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的・計画的に進めていきます。

第1章 計画の概要

2 計画の法的な位置づけと関連計画

この計画は、「子ども・子育て支援法」に定める5年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」としても位置づけています。

計画の策定にあたっては、大阪府が策定する「大阪府こども計画」のほか、本市の最上位計画である「門真市第6次総合計画」をはじめ、関連する諸計画との整合を図っています。

【根拠法令】

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 次世代育成支援対策推進法
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

【大阪府の関連計画】

- ・ 大阪府こども計画

【市の主な関連計画等】

- ・ 門真市第6次総合計画
- ・ 門真市第4期地域福祉計画
- ・ 門真市第2期教育大綱

3 計画期間

この計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とします。

第1章 計画の概要

4 計画策定の取組

(1) 市民ニーズ等調査の実施

この計画を策定するにあたり、子育て中の保護者等の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、市内に在住する就学前児童の保護者、小学生の保護者、13～18歳の市民を対象として、「門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

● 実施期間 令和6（2024）年3月9日～3月29日

● 実施結果

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,500通	499通	33.3%
小学生の保護者	1,500通	513通	34.2%
13～18歳の市民	750通	183通	24.4%

(2) 庁内の策定体制

庁内に策定委員会を設置し、量の見込みと確保方策、子どもや子育て支援にかかる具体的施策等、本計画の策定にあたり必要な事項の検討・調整を行いました。

(3) 「門真市子ども・子育て会議」での審議

この計画に、子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭等の実情を踏まえて実施するため、保護者、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「門真市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

(4) パブリックコメントの実施

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

(1) 人口推移

本市の人口推移を見ると減少傾向が続いており、令和元（2019）年と令和6（2024）年を比較すると人口は5,361人減少しています。

また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、15～64歳の割合は増加傾向にあり、65歳以上の割合は令和6（2024）年にやや減少しているものの、29%以上と高い水準にあります。一方で、0～14歳の割合は減少し続けており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

【人口の推移】 各年10月1日現在	単位	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
65歳以上	人	35,984	35,875	35,562	35,067	34,738	34,264
15～64歳	人	73,300	72,830	72,429	71,979	71,685	71,567
0～14歳	人	12,444	11,996	11,620	11,112	10,724	10,536
合計	人	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	116,367

【年齢3区分別人口構成の推移】 各年10月1日現在	単位	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
65歳以上	%	29.6	29.7	29.7	29.7	29.7	29.4
15～64歳	%	60.2	60.3	60.6	60.9	61.2	61.5
0～14歳	%	10.2	9.9	9.7	9.4	9.2	9.1
合計	%	100.0	99.9	100.0	100.0	100.1	100.0

※合計が100%にならないのは端数によるものです。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

(2) 就学前児童人口の推移

本市の就学前児童人口の推移を見ると、0～5歳の合計人口は減少し続けており、令和2（2020）年と令和6（2024）年を比較すると462人減少しています。

また、これまでの就学前児童人口の推移や本市のまちづくりの進展などを踏まえ、算出した令和7（2025）年以降の推計を見ると、令和9（2027）年に一時的に増加に転じるものの、全体としては減少傾向にあります。

【就学前児童人口の推移】 各年4月1日現在	単位	実績値					推計値				
		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
5歳	人	736	749	708	616	662	637	622	656	558	587
4歳	人	756	730	619	661	644	628	655	563	593	573
3歳	人	747	641	667	648	639	667	569	603	583	586
2歳	人	670	680	663	644	683	582	592	597	599	592
1歳	人	692	676	658	697	593	604	591	610	603	592
0歳	人	690	677	692	584	608	595	581	607	596	585
合計	人	4,291	4,153	4,007	3,850	3,829	3,713	3,610	3,636	3,532	3,515

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

(3) 世帯構成の状況

①世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も大きいものの、その割合は減少しつつあり、単独世帯の割合が増加しています。

【世帯構成の割合】 各年10月1日現在	単位	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
核家族世帯	%	66.8	64.6	62.5	60.1	55.7	55.3	51.8
その他世帯	%	8.0	7.7	7.5	7.2	6.6	6.2	5.2
単独世帯	%	25.1	27.7	30.0	32.8	37.7	38.5	43.0
合計	%	99.9	100.0	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0

※合計が100%にならないのは端数によるものです。

②核家族の内訳の推移

核家族の内訳の推移を見ると、夫婦のみの世帯（子どもがいない世帯）の割合は増加しています。

また、母親と子どもからなる世帯（母子世帯）、父親と子どもからなる世帯（父子世帯）の割合はともに増加しており、平成27（2015）年と令和2（2020）年においては、その割合が20%以上を占めています。

【核家族の内訳割合】 各年10月1日現在	単位	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
母親と子どもからなる世帯	%	10.6	11.1	12.6	14.6	16.5	18.0	19.2
父親と子どもからなる世帯	%	2.3	2.5	2.6	2.6	3.0	3.1	3.2
夫婦と子どもからなる世帯	%	64.9	59.8	55.1	50.1	46.9	44.8	42.3
夫婦のみの世帯	%	22.2	26.7	29.7	32.8	33.6	34.1	35.3
合計	%	100.0	100.1	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0

※合計が100%にならないのは端数によるものです。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

(4) 女性の就労状況

①女性の労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、平成27（2015）年、令和2（2020）年ともに30代で減少し、その後に増加する傾向が見られますが、平成27（2015）年は30～34歳が最も落ち込んでいるのに対し、令和2（2020）年は30～34歳で落ち込み始め、35～39歳が最も落ち込んでおり、傾向に変化が見られます。

【平成27（2015）年】

	単位	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
労働力人口	人	552	1,894	2,109	1,899	2,351	3,558	3,246	2,554	1,857	1,822	1,656	950	407	131	46
総数	人	3,157	3,089	3,007	3,018	3,657	5,236	4,811	3,781	2,955	3,732	5,313	5,222	4,102	2,649	1,934
労働力率	%	17.48	61.31	70.14	62.92	64.29	67.95	67.47	67.55	62.84	48.82	31.17	18.19	9.92	4.95	2.38

【令和2（2020）年】

	単位	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
労働力人口	人	493	1,852	1,895	1,653	1,667	2,246	3,426	3,069	2,414	1,615	1,361	1,207	550	199	93
総数	人	2,677	3,148	2,933	2,663	2,741	3,536	5,228	4,731	3,782	2,889	3,597	5,074	4,855	3,600	2,939
労働力率	%	18.42	58.83	64.61	62.07	60.82	63.52	65.53	64.87	63.83	55.90	37.84	23.79	11.33	5.53	3.16

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

(4) 女性の就労状況

②共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況を見ると、18歳未満の子どもがいる共働き世帯は、令和2（2020）年で3,689世帯となっています。

また、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は増加しています。

【共働き世帯の状況】	単位	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
①18歳未満の子どもが いる一般世帯	世帯	13,796	12,692	12,067	10,622	8,872
②18歳未満の子どもが いる共働き世帯	世帯	4,242	4,317	4,102	4,378	3,689
①に対する②の割合	%	30.7	34.0	34.0	41.2	41.6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

(5) 出生の動向

本市の出生数は減少傾向が続いており、平成30（2018）年と令和4（2022）年を比較すると123人減少しています。また、出生率、合計特殊出生率についても同様の傾向にあり、いずれも大阪府の数値を下回って推移しています。

【出生数及び出生率の推移】	単位	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
門真市出生数	人	739	735	691	668	616
門真市人口	人	120,751	119,692	119,764	118,674	117,221
門真市出生率	‰	6.1	6.1	5.8	5.6	5.3
大阪府出生率	‰	7.6	7.1	7.0	6.8	6.5

【合計特殊出生率の推移】	単位	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
門真市	-	1.20	1.22	1.15	1.12	1.05
大阪府	-	1.35	1.31	1.31	1.27	1.22
全国	-	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

※合計特殊出生率は、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数であり、少子化を表す指標としても用いられます。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

2 幼児期の教育・保育の利用状況

①幼稚園、認定こども園（1号認定）の在籍状況

幼稚園、認定こども園（1号認定）の在籍者数は減少傾向にあり、令和2（2020）年と令和6（2024）年を比べると342人減少しています。また、定員数に対する在籍者数の割合は令和4（2022）年以降は60%を下回っています。

【在籍者数】 各年5月1日現在	単位	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
幼稚園 (新制度+私学助成)	人	1,246	1,136	1,034	938	856
認定こども園 (1号認定)	人	213	209	215	239	261
合計	人	1,459	1,345	1,249	1,177	1,117

【定員数】 各年5月1日現在	単位	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
幼稚園	人	1,845	1,825	1,825	1,815	1,605
認定こども園 (1号認定)	人	338	290	299	289	382
合計	人	2,183	2,115	2,124	2,104	1,987

【在籍割合】 各年5月1日現在	単位	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
在籍割合	%	66.8	63.6	58.8	55.9	56.2

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

2 幼児期の教育・保育の利用状況

②保育所・認定こども園（2号・3号認定）、小規模保育事業の在籍状況

保育所、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業の在籍者数を見ると、令和2(2020)年以降は2,200人前後で推移しています。また、定員数に対する在籍者数の割合は85%以上で推移しています。

【在籍者数】 各年4月1日現在	単位	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
保育所	人	513	451	384	372	368
認定こども園 (2・3号認定)	人	1,662	1,631	1,602	1,583	1,662
小規模保育事業	人	124	159	149	169	145
合計	人	2,299	2,241	2,135	2,124	2,175

【定員数】 各年4月1日現在	単位	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
保育所	人	590	499	450	440	427
認定こども園 (2・3号認定)	人	1,873	1,875	1,818	1,814	1,868
小規模保育事業	人	213	197	197	187	163
合計	人	2,676	2,571	2,465	2,441	2,458

【在籍割合】 各年4月1日現在	単位	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
在籍割合	%	85.9	87.2	86.6	87.0	88.5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

3 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

①地域子育て支援拠点事業の利用状況

主に乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。年間のべ利用人数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている時期があるものの、令和5（2023）年度には、のべ16,640人の利用がありました。

施設名	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域子育て支援センター ひよこる〜む	人	3,405	2,319	7,759	11,576
なかよし広場	人	724	1,212	3,579	5,064
年間のべ利用人数	人	4,129	3,531	11,338	16,640

②妊婦健康診査の受診状況

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的とした健康診査を行っています。原則として、対象となるすべての母子に対して実施しています。

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ受診人数	人	9,319	8,854	8,156	8,400

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

3 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の利用状況

この事業と新生児訪問により、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防いでいます。

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数	人	393	380	313	289

④養育支援訪問事業の利用状況

養育支援が特に必要とされた家庭に対して、保健師、保育士等が居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行っています。

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数	人	8	5	3	3

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

3 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の利用状況

保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により児童を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、児童の養育や保護をしています。

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人	23	19	40	68

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施状況

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（協力会員）が会員となって、お互いに助け合う相互援助活動事業です。必要に応じて、依頼会員と協力会員をつなぎ、利用につなげています。

【会員数】	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
依頼会員数	人	324	338	344	312
協力会員数	人	117	112	113	113
両方会員数	人	12	12	12	12
年度末会員数（合計）	人	453	462	469	437
【活動状況】	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人	180	250	305	497

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

3 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

⑦一時預かり事業の利用状況

幼稚園等において在園児を対象として実施する幼稚園型と、保育所等で在園児以外の子どもを対象として実施する一般型・余裕活用型等により、保護者の疾病等を理由として一時的に保育を必要とする子どもを受け入れています。

【幼稚園型】	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人	25,512	32,609	29,333	30,965

【幼稚園型を除く】	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人	1,154	1,025	1,860	1,932

⑧時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況

保育認定を受けた子どもを対象として、認可保育所や認定こども園等で通常の保育時間を超えて保育を提供しています。

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数（北部）	人	336	376	339	345
利用実人数（南部）	人	306	340	342	312
合計	人	642	716	681	657

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

3 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

⑨病児・病後児保育事業の利用状況

病気や病気回復期の児童を対象として、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない場合に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かっています。

【病児保育事業】	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人	73	639	607	944

【病後児保育事業】	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人	7	42	46	29

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図っています。市内の全小中学校で実施しています。

各年5月現在	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
登録児童数	人	1,562	1,400	1,381	1,403

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

4 ニーズ等調査結果

(1) 就学前児童及び小学生の保護者を対象とした調査

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| ①現在の子どもの人数 | ⑥子どもを預かる施設やサービスの利用希望 |
| ②もう1人以上の子どもを生み育てたいか | ⑦小学校就学後に希望する放課後の過ごし方 |
| ③どのような環境が揃えばもう1人以上の子どもを生み育てたいか | ⑧子どもとの外出時に困ること |
| ④母親の就労状況 | ⑨子どもが巻き込まれる事故や犯罪について |
| ⑤育児休業の取得状況 | ⑩子育て支援に関する事業の認知度 |
| | ⑪充実してほしい子育て支援策 |

(2) 13～18歳の市民を対象とした調査

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①メールやインターネットの利用状況 | ④子どもは何人くらい欲しいと思うか |
| ②自分にとって一番必要な場所 | ⑤門真市に住み続けたいか、その理由 |
| ③将来結婚したいと思うか | |

5 第2期門真市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 第2期計画の子ども・子育て支援の取組について

(2) 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する計画期間での進捗状況について

第3章 計画の基本的な考え方

この計画では、これまでの計画の基本理念・基本目標を継承し、引き続き地域社会全体で「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・子育てに優しい環境づくりができるよう、子ども・子育て家庭を支える取組を推進していきます。

1 基本理念

あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま

子どもは地域の宝であり、また、次代の親となり、未来を担っていく存在です。

そのため、門真市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、また何より子どもたち自身が将来への明るい希望を持って笑顔で育つことができるよう、子どもをまんなかに置き、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支援していくため、「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」をこの計画の基本理念として掲げます。

第3章 計画の基本的な考え方

2 基本的な視点

①子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力であり、家族の愛情のもとに養育され、成長する環境を整えることが必要です。
子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの育ちを重視した取組を進めます。

②家庭での子育ての視点

家庭における子育ての孤立感や負担感を解消するためには、すべての子ども及び子育て家庭を対象として、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

家庭での子育ての視点に立ち、豊かで愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した子育て支援に取り組みます。

③地域での支え合いの視点

子どもの成長にとってより良い地域環境としていくためには、地域社会全体が、子ども・子育て支援への理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

地域での支え合いの視点に立ち、地域の人材、施設などの福祉・教育資源を活かし、子どもや子育てを地域で見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。

第3章 計画の基本的な考え方

3 基本目標、4 重点施策、5 施策の体系

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

基本目標1

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり（①子どもの育ちの視点）

- 基本施策1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
- 基本施策2 学校教育の推進と教育環境の充実
- 基本施策3 子どもが健やかに成長できる環境づくり
- 基本施策4 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援
- 基本施策5 子どもや子育て家庭が安全に安心して過ごせるまちづくり

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり（②家庭での子育ての視点）

- 基本施策1 多様な子育て支援サービスや相談の場の提供
- 基本施策2 母子保健・医療の充実
- 基本施策3 子育て家庭への経済的支援
- 基本施策4 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 基本施策5 子育てと仕事の両立のための環境整備

第3章 計画の基本的な考え方

3 基本目標、4 重点施策、5 施策の体系

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

基本目標3

子どもや子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり（③地域での支え合いの視点）

基本施策1 子どもや子育てを見守り支える地域活動の推進

基本施策2 児童虐待への対応

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

重点施策は
検討中

第4章 施策の展開

基本目標 1

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり（①子どもの育ちの視点）

基本施策 1

質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の子どもの豊かな育ちや生きる力の基礎を培う教育・保育を総合的に充実させていくことが必要です。

本市では、教育・保育ニーズの変化へ適切に対応していくとともに、就学前の教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくために策定した「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を通じ、一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い教育・保育を提供します。

また、「小1プロブレム」などの問題を解消し、子どもが教育・保育施設から小学校へ円滑に移行できるよう、就学前後の交流・連携を深めることで、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

個別施策
総合的な幼児教育・保育の提供
幼稚園教諭・保育士等の確保と資質の向上
教育・保育施設の環境整備
幼児教育・保育と小学校との交流・連携の強化

第4章 施策の展開

基本目標 1

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり（①子どもの育ちの視点）

基本施策 2

学校教育の推進と教育環境の充実

小・中学校学習指導要領では、子どもの知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」としていくため、これまでの教育実践の蓄積に基づき、授業の工夫・改善を進め、言語能力の確実な育成や、理数教育・外国語教育・体験活動等の充実を図ることとされています。

本市では、子どもの発達や学習の連続性を重視するとともに、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進することで、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備します。

また、本市の特徴を生かした教育を推進しつつ、子ども一人ひとりの悩みや不安を解消できるよう関係機関と連携を図りながら、教育内容や指導・相談体制を充実することで、本市のめざす子ども像である「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」の育成に努めます。

個別施策	
教育環境の充実	環境学習の充実
確かな学力の育成	「グローバル」な人材の育成
豊かな心の育成	キャリア教育の推進
思春期保健対策の充実	教育ＩＣＴ環境の整備
食育の推進	地域とともにある学校づくりの推進

第4章 施策の展開

基本目標 1

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり（①子どもの育ちの視点）

基本施策 3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

子どもが地域の中で健やかに育ち、「生きる力」を身につけるためには、多様な体験をととした豊かな学びの機会をつくることが求められます。

地域住民や団体・企業などと連携し、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、公共施設などにおいても、さまざまな機会を捉えて多様な学びや創造性を育むための文化・学習活動や、健やかな体の育成につながるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

また、子どもが地域で安全に安心して過ごすことができるよう、犯罪の防止や交通安全の確保に努めるとともに、社会環境における有害な情報から守るための取組を実施するほか、放課後等において、子どもの健全な育成が図られるよう、放課後児童クラブをはじめとした子どもの居場所づくりに努めます。

個別施策	
健やかな体の育成	青少年の健全育成
文化活動の推進	放課後の子どもの居場所づくり
公共施設を活用した体験・講座の充実	人権にかかる意識の醸成
子どもの心に関する相談体制の充実	子どもの交通安全の確保

第4章 施策の展開

基本目標 1

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり（①子どもの育ちの視点）

基本施策 4

障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するためには、就学前教育・保育施設、小・中学校、療育関係機関などとの連携により、一人ひとりの障がいの状況や特性などを把握し、成長段階に応じたきめ細かな支援体制を構築することが必要です。

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な療育支援を行う障がい児通所支援や医療的ケア児等への支援などの充実を図るとともに、地域社会への参加や「共に学び、共に育つ」教育環境の充実に努め、乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

個別施策	
障がいの早期発見・相談支援	地域における障がい児支援の充実
療育体制の充実	障がい児に関係する機関のネットワーク体制の充実
障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実	障がいのある子どもがいる家庭への経済的支援
障がい福祉サービス等の提供	医療的ケア児等に対する支援の拡充

第4章 施策の展開

基本目標 1

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり（①子どもの育ちの視点）

基本施策 5

子どもや子育て家庭が安心して過ごせるまちづくり

本市では、全国的な傾向と同様に人口減少や高齢化が進んでおり、特に子育てをしている、またはこれから子育てをする若い世代の転出傾向が続いており、子育て世代の定住促進が課題となっています。

門真市都市計画マスタープランでは、「子どもが育ち 魅力が育つまち 門真」を都市づくりの将来像として掲げ、子育て・教育のイメージ向上や職住近接のまちづくり、市街地の防災対策等を重点プロジェクトとしており、現在、京阪古川橋駅北側に整備を進めている生涯学習複合施設においても「地域とともにコミュニティを育む文化・学習の交流拠点」をコンセプトとし、子どもや子育て家庭も気兼ねなく利用できるエリアを設けるなど、子どもがいきいきと学び・育つ環境の形成や、子育て世代が暮らしやすい環境の構築に取り組んでいます。

子育て世代の定住や本市への移住を促進するため、計画的に子どもや子育て家庭をはじめ、誰にとってもやさしいまちづくりを進めます。

個別施策	
長期的な視点を持った子育て支援施設の再編・整備	安全・安心な道路交通環境の整備
良質な居住環境の確保	犯罪を未然に防止するまちづくり
公園等の整備	災害に備えた取組の充実

第4章 施策の展開

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり（②家庭での子育ての視点）

基本施策1

多様な子育て支援サービスや相談の場の提供

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のもと、すべての子育て世帯が安心して、妊娠・出産、子育てができるよう、身近な場所で気軽に育児等に関する相談や保護者同士の交流及び仲間づくりなどができる場を設けるほか、きめ細かく柔軟な子育て支援サービスを展開することで、保護者の子育てにかかる不安や負担の軽減に努めます。

また、保護者が必要とする支援やサービスを適切に利用できるよう、さまざまな機会を捉えて子育て支援情報を発信するとともに、市役所窓口等において各種子育て支援サービスを丁寧に案内するなど、円滑な利用に向けた支援を行います。

個別施策	
子育て支援施策の周知	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
地域子育て相談機関の設置	一時預かり事業
こども家庭センターでの相談支援	病児・病後児保育事業
保育コンシェルジュの配置	育児サポートセンター事業
外国につながる子ども・保護者への支援	教育・保育施設における相談機能等の充実
地域子育て支援拠点事業	女性サポートステーションWESSの 悩み解決サポート
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	

第4章 施策の展開

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり（②家庭での子育ての視点）

基本施策2 母子保健・医療の充実

妊娠から出産、子育てまで、母子ともに健やかに過ごすことができる環境づくりが求められています。
安心して出産・子育てができるよう、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かに実施し、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて母子の健康を確保するとともに、地域における支援体制の充実や医療機関等との連携強化を図ります。

個別施策	
妊産婦健康診査の受診を促進	予防接種事業
妊産婦の健康診査等の費用負担を軽減	不安を解消し交流の場となる 相談・講習会等の充実
伴走型相談支援事業と妊娠・出産に伴う経済的支援	不妊に悩まれる方への支援の周知
産後ケア事業	孤立を防ぐ訪問活動の充実
乳幼児健康診査	小児医療・救急体制の充実

第4章 施策の展開

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり（②家庭での子育ての視点）

基本施策3

子育て家庭への経済的支援

国際的な原材料価格の上昇や円安の進行などに伴う日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇により、子育て家庭の家計への負担は増大しています。

経済的な不安を受けることなく、安心して出産・子育てができるよう、子育て等にかかる費用負担を軽減するための支援を適切に実施するとともに、家庭の状況に応じて必要な支援を円滑に受けることができるよう、分かりやすい情報提供や丁寧な相談支援に努めます。

個別施策	
子育てに関する給付	幼児教育・保育の無償化及び副食費の補助
こども医療費の助成	学校給食の無償化
産前産後における経済的支援	経済的理由により就学が難しい児童への支援

第4章 施策の展開

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり（②家庭での子育ての視点）

基本施策4

ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の親と子が社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、子どもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭等の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

また、ひとり親家庭等の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりを目指します。

個別施策	
ひとり親家庭等への相談体制の充実と 養育費の確保に向けた支援	ひとり親家庭等への生活支援
ひとり親家庭等における就労支援の充実	ひとり親家庭等を支えるまちづくり
ひとり親家庭等への経済的支援	

第4章 施策の展開

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり（②家庭での子育ての視点）

基本施策5

子育てと仕事の両立のための環境整備

社会情勢の変化により共働き世帯が増加するなか、近年においては男性の育児休業取得率が上昇傾向にあり、家庭における男性の育児参加が進みつつあります。

父母がともに子育てを行う環境づくりをさらに推進していくため、男性の子育てへの理解を促すための取組を実施するほか、育児休業の取得促進や子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する周知・啓発に努めます。

個別施策
子育てと仕事の両立に向けた環境整備
父親の育児参加の促進
女性の再就職の支援

第4章 施策の展開

基本目標3

子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり（③地域での支え合いの視点）

基本施策1

子どもや子育てを見守り支える地域活動の推進

子育ての孤立化を防止するためには、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが求められます。

地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくりを進めるため、世代間交流や地域で活動している団体、市民ボランティア等の養成や充実を図ります。

個別施策	
子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備	子どもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進
世代間交流や地域での交流活動の推進	子育て支援ボランティア等の養成
家庭や地域の教育力の向上	

第4章 施策の展開

基本目標3

子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり（③地域での支え合いの視点）

基本施策2 児童虐待への対応

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものであり、迅速かつ丁寧な対応が求められます。

国においても児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4(2022)年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が策定され、児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援を行うことも家庭センターの設置などの体制強化が求められています。

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況を把握し、早期に保護者の育児不安や悩みが解消されるよう訪問等による援助・育児指導等の対応を行うとともに、児童虐待の早期発見につなげるため、地域や関係機関との連携強化を図ります。

個別施策
子育て家庭への総合的な相談・訪問支援
虐待の対応・連携体制の整備
ドメスティック・バイオレンスの防止

第5章 量の見込みと確保方策

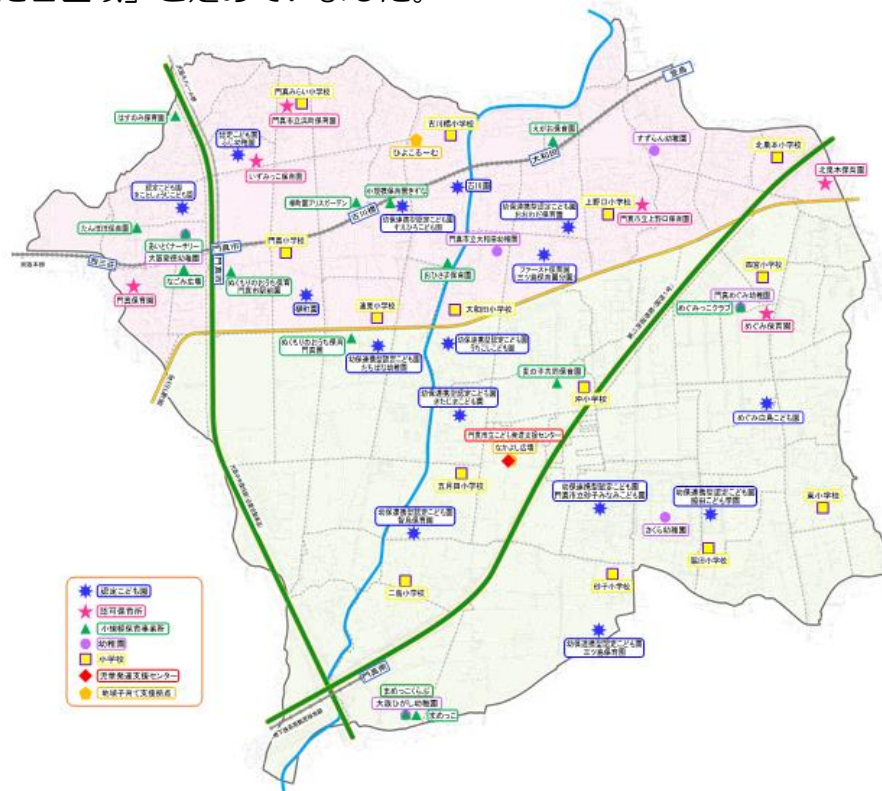
1 区域の設定

(1) 教育・保育の提供区域

国が示している「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、市町村は教育・保育の量の見込みと確保方策を定めるにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

これまでの計画では、教育・保育提供区域を区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、「国道163号を境に南北に区割りした2区域」と決めていました。

本計画においても引き続き同様の区域に設定します。



第5章 量の見込みと確保方策

1 区域の設定

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育と同様に提供区域を定める必要があります。

第2期計画で提供区域を設定している事業は、本計画においても引き続き同様の区域に設定し、本計画より新たに追加する事業は、今後の事業展開を考慮したうえで区域を設定しています。

事業名	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
地域子育て支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
妊婦健康診査	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
養育支援訪問事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
子育て世帯訪問支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
一時預かり事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
時間外保育事業（延長保育事業）	2区域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定

事業名	提供区域	区域設定の考え方
病児・病後児保育事業	2区域	地域性を考慮した事業展開の必要性があるため、「教育・保育」の提供区域と同様に設定
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全域	各小学校区単位で設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うため
放課後子ども教室	全域	放課後健全育成事業と一体的に実施する事業であるため、同様に全域で設定
児童育成支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
親子関係形成支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
妊産婦等包括相談支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
産後ケア事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため

第5章 量の見込みと確保方策

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの考え方

幼児期の教育・保育については、子ども・子育て支援新制度により「保育の必要性の認定（認定区分）」が導入されているため、認定区分ごとに量の見込み等を算出します。

【幼児期の教育・保育の認定区分】

認定区分		対象	利用が想定される施設・事業
1号認定	教育標準時間認定	3～5歳児	認定こども園・幼稚園
2号認定	保育認定	3～5歳児	認定こども園・保育所
3号認定	保育認定	0～2歳児	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(2) 幼児期の教育・保育に係る確保方策の方向性

第1期計画、第2期計画の期間において施設整備を進めてきた結果、現在は既存の施設で幼児期の教育・保育ニーズを満たすことができていると考えられます。

しかしながら、共働き世帯の増加や子ども・子育てに係る制度の変更等の社会情勢の変化、本市のまちづくりの進展等により、教育・保育ニーズは随時変化していくことが予想されます。

本計画で示している推計児童数や教育・保育のニーズ量が実態と異なる場合は、計画の中間年度（令和9(2027)年度）を目途に、適切なニーズ量への見直しを検討し、状況に応じて新たな確保方策の必要性についても判断していきます。

第5章 量の見込みと確保方策

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(3) 量の見込みと確保方策

【1号認定】

全域	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	748	699	650	625	574	618	589	580	549	552
②確保方策	人	2,183	2,115	2,124	2,104	1,987	1,657	1,657	1,657	1,657	1,657

北部	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	311	303	289	278	248	278	272	275	266	270
②確保方策	人	764	744	749	724	595	595	595	595	595	595

南部	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	437	396	361	347	326	340	317	305	283	282
②確保方策	人	1,419	1,371	1,375	1,380	1,392	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062

※量の見込みはいずれの数値も市内施設を利用する市外在住者は含んでいません。

第5章 量の見込みと確保方策

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(3) 量の見込みと確保方策

【2号認定】

全域		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	人	-	-	-	-	-	235	225	223	212	214
	上記以外	人	-	-	-	-	-	944	902	890	848	854
	合計	人	1,271	1,230	1,178	1,143	1,195	1,179	1,127	1,113	1,060	1,068
②確保方策		人	1,475	1,419	1,342	1,327	1,368	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372

北部		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	人	-	-	-	-	-	128	125	127	123	125
	上記以外	人	-	-	-	-	-	514	502	506	491	499
	合計	人	688	650	613	579	623	642	627	633	614	624
②確保方策		人	761	703	672	670	708	708	708	708	708	708

南部		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	人	-	-	-	-	-	107	100	96	89	89
	上記以外	人	-	-	-	-	-	430	400	384	357	355
	合計	人	583	580	565	564	572	537	500	480	446	444
②確保方策		人	714	716	670	657	660	664	664	664	664	664

※量の見込みはいずれの数値も市内施設を利用する市外在住者は含んでいません。

第5章 量の見込みと確保方策

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(3) 量の見込みと確保方策

【3号認定（1・2歳）】

全域		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1歳	人	379	336	337	393	354	343	335	346	341	336
	2歳	人	395	428	382	395	448	373	380	383	385	380
	合計	人	774	764	719	788	802	716	715	729	726	716
②確保方策		人	937	895	862	862	852	852	852	852	852	852

北部		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1歳	人	208	188	188	211	199	190	189	204	204	202
	2歳	人	222	233	219	217	234	217	213	223	230	230
	合計	人	430	421	407	428	433	407	402	427	434	432
②確保方策		人	477	441	426	420	402	402	402	402	402	402

南部		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1歳	人	171	148	149	182	155	153	146	142	137	134
	2歳	人	173	195	163	178	214	156	167	160	155	150
	合計	人	344	343	312	360	369	309	313	302	292	284
②確保方策		人	460	454	436	442	450	450	450	450	450	450

※量の見込みはいずれの数値も市内施設を利用する市外在住者は含んでいません。

第5章 量の見込みと確保方策

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(3) 量の見込みと確保方策

【3号認定（0歳）】

全域	単位	実績					量の見込み				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	150	139	157	141	131	132	129	135	133	131
②確保方策	人	264	257	251	252	240	240	240	240	240	240

北部	単位	実績					量の見込み				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	88	89	87	88	88	83	81	89	88	87
②確保方策	人	134	128	125	123	118	118	118	118	118	118

南部	単位	実績					量の見込み				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	62	50	70	53	43	49	48	46	45	44
②確保方策	人	130	129	126	129	122	122	122	122	122	122

※量の見込みはいずれの数値も市内施設を利用する市外在住者は含んでいません。

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

提供区域	全域
事業概要	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

区分		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型 （内、子育て支援相談機関）	量の見込み	箇所	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	確保方策	箇所	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
特定型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1					
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1					
こども家庭センター型	量の見込み	箇所						1	1	1	1	1
	確保方策	箇所						1	1	1	1	1

※基本型の一部及び母子保健型が統合し、こども家庭センター型へ移行

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(2) 地域子育て支援拠点事業

提供区域	全域
事業概要	主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間のべ利用人数）	人日	4,129	3,531	11,338	16,640	-	15,395	15,248	15,680	15,542	15,292
確保方策 （実施箇所数）	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※確保方策の2箇所（ひよこる〜む、なかよし広場）により、量の見込みで示す年間のべ利用人数の受け入れが可能です。

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(3) 妊婦健康診査

提供区域	全域
事業概要	母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間受診のべ人数）	人	9,319	8,854	8,156	8,400	-	8,330	8,134	8,498	8,344	8,190
確保方策 （実施体制）	-	【実施機関】 大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関（大阪府以外の医療機関で受診した場合、償還払いで対応可） 【検査内容】 - 健康状態の把握（問診、診査など） - 血圧、体重測定 - 血液検査 - 尿化学検査 - 超音波検査 - 子宮頸がん検査 - B群溶血性レンサ球菌、クラミジア検査					【実施機関】 大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関（大阪府以外の医療機関で受診した場合、償還払いで対応可） 【検査内容】 - 健康状態の把握（問診、診査など） - 血圧、体重測定 - 血液検査 - 尿化学検査 - 超音波検査 - 子宮頸がん検査 - B群溶血性レンサ球菌、クラミジア検査				

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

提供区域	全域
事業概要	生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （利用実人数）	人日	393	380	313	289	-	294	288	300	295	289
実施体制 （確保方策）	-	【実施体制】 約10人の訪問員により対象家庭を訪問 【委託先】 市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施					【実施体制】 約10人の訪問員により対象家庭を訪問 【実施方法】 市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施				

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(5) 養育支援訪問事業

提供区域	全域
事業概要	養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

区分	単位	実績（第2期）					量の見込み（第3期）				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （利用実人数）	人	8	5	3	3	-	3	3	3	3	3
確保方策	人	【実施体制】 7箇所 【委託先】 ヘルパー事業所等に委託し実施					3	3	3	3	3

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(6) 子育て世帯訪問支援事業

提供区域	全域
事業概要	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間のべ利用人数）	人日	-	-	-	-	-	159	154	151	147	143
確保方策 （年間のべ利用人数）	人日	-	-	-	-	-	159	154	151	147	143

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

提供区域	全域
事業概要	保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により児童を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、当該児童を一定期間、養育し、又は保護する事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間のべ利用人数）	人日	23	19	40	68	-	66	64	64	62	62
確保方策 （年間のべ利用人数）	人日	75	82	89	96	105	66	64	64	62	62

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供区域	全域
事業概要	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、お互いに助け合う（有償）相互援助活動事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間のべ利用人数）	人日	180	250	305	497	-	458	442	431	422	403
確保方策 （年間のべ利用人数）	人日	522	533	544	343	334	458	442	431	422	403

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(9) 一時預かり事業

【幼稚園型】

提供区域	全域
事業概要	幼稚園等が在園児を対象に、教育時間の前後や長期休暇期間等に一時的な預かりを実施する事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間のべ利用日数）	人日	25,512	32,609	29,333	33,842	-	33,965	32,453	33,086	30,484	30,695
確保方策 （年間のべ利用日数）	人日	25,937	25,200	24,221	23,485	23,451	33,965	32,453	33,086	30,484	30,695

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(9) 一時預かり事業

【幼稚園型を除く（一般型等）】

提供区域	全域
事業概要	保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して一時預かりを実施する事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間のべ利用人数）	人日	1,154	1,025	1,860	1,932	-	5,941	5,776	5,618	5,403	5,322
確保方策 （年間のべ利用人数）	人日	5,087	5,006	4,860	4,709	4,627	5,941	5,776	5,618	5,403	5,322

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(10) 時間外保育事業（延長保育事業）

提供区域	2区分
事業概要	保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

区分		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
北部	量の見込み （利用実人数）	人	336	376	339	345	-	327	321	334	330	331
	確保方策 （利用実人数）	人	553	551	539	524	520	327	321	334	330	331
南部	量の見込み （利用実人数）	人	306	340	342	312	-	259	249	240	228	224
	確保方策 （利用実人数）	人	420	410	394	382	373	259	249	240	228	224
合計	量の見込み （利用実人数）	人	642	716	681	657	-	586	570	574	558	555
	確保方策 （利用実人数）	人	973	961	933	906	893	586	570	574	558	555

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(11) 病児・病後児保育事業

提供区域	2区分
事業概要	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

区分		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （年間のべ利用人数）		人日	80	681	653	973	-	8,869	8,622	8,685	8,436	8,396
確保方策 （年間のべ利用人数）		人日	3,651	3,599	3,500	1,887	1,822	2,880	2,880	2,880	4,320	4,320
確保方策 （実施箇所数）	北部	箇所	病児保育事業 2箇所 病後児保育事業 1箇所					病児保育事業 2箇所 病後児保育事業 1箇所				
	南部	箇所	病児保育事業 1箇所 病後児保育事業 1箇所					病児保育事業 1箇所 病後児保育事業 1箇所				

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

提供区域	全域
事業概要	児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内の全小中学校で実施しています。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （登録児童数）	人	1,562	1,400	1,381	1,403	1,372	1,292	1,247	1,215	1,190	1,137
確保方策 （登録児童数）	人	1,561	1,563	1,566	1,583	1,589	1,292	1,247	1,215	1,190	1,137

【放課後こども教室】

事業概要	保護者の就労などに関わらず、小学校に通うすべての児童を対象として、学校の余裕教室等を活用し、体験型学習などを実施する事業です。
------	---

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （実施回数）	回				28	-	26	24	24	24	24
確保方策 （実施回数）	回				28	26	26	24	24	24	24

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(13) 児童育成支援拠点事業

提供区域	全域
事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場で、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等、支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （利用実人数）	人						5	5	5	4	4
確保方策 （利用実人数）	人						0	5	5	4	4

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(14) 親子関係形成支援事業

提供区域	全域
事業概要	保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （利用実人数）	人						5	5	5	4	4
確保方策 （利用実人数）	人						0	5	5	4	4

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(15) 妊産婦等包括相談支援事業

提供区域	全域
事業概要	妊婦・その配偶者等に対して面接等を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （面談実施回数）	回						2,145	2,145	2,145	2,145	2,145
確保方策 （面談実施回数）	回						2,145	2,145	2,145	2,145	2,145

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

提供区域	全域
事業概要	保育所等において、6ヶ月から満3歳未満のこども（保育所等に入所している者等を除く）に就労要件等を問わず月10時間を上限に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分		単位	第2期（実績）					第3期				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	量の見込み （必要定員数）	人						26	26	27	26	26
	確保方策 （定員数）	人						0	10	16	21	26
1歳児	量の見込み （必要定員数）	人						15	15	15	15	15
	確保方策 （定員数）	人						0	6	10	12	15
2歳児	量の見込み （必要定員数）	人						12	12	12	12	12
	確保方策 （定員数）	人						0	5	7	9	12

第5章 量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(17) 産後ケア事業

提供区域	全域
事業概要	出生後4か月未満の乳児及びその母親が、事業を委託している市内産科医療機関において宿泊型及びデイ型（日帰り型）で心身のケア・沐浴・授乳等の指導及び育児相談、乳房のケアなどを受けることにより、出産後も安心して育児ができるよう支援します。また、出生後1歳未満の乳児及びその母親にはアウトリーチ型(訪問型)によるケア等の利用により、引き続き育児を支援します。

区分	単位	第2期（実績）					第3期				
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （のべ人数）	人日						201	196	205	201	198
確保方策 （のべ人数）	人日						201	196	205	201	198

第6章 ひとり親家庭等の支援

本章は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」として、母子家庭・父子家庭・寡婦（以下「ひとり親家庭等」とします。）の自立支援を総合的に推進するために定めるものです。なお、母子家庭・父子家庭・寡婦の定義は次のとおりです。

母子家庭	離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚、死別等により配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

1 ひとり親家庭等を取り巻く状況

（1）婚姻・離婚の状況

- ・門真市の婚姻数・離婚数の推移
- ・離婚率（人口千人あたり離婚数）の門真市・大阪府・全国平均の比較

（2）ひとり親家庭等の状況

- ・母子世帯・父子世帯の推移
- ・児童扶養手当受給者数の推移
- ・被保護世帯における母子世帯の推移

（3）ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

検討中。主な取組について整理し、記載予定

第6章 ひとり親家庭等の支援

1 ひとり親家庭等を取り巻く状況

(3) ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

本市では、平成28（2016）年3月に策定した「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、総合的な施策の推進に努めてきました。主な取組について整理すると次のとおりとなります。

基本方向	ひとり親家庭等を対象とした取組	関連する主な取組
相談・情報提供による支援	○ひとり親家庭等相談 ○門真市母子寡婦福祉会による相談事業 ○母子父子福祉推進委員（大阪府委嘱）による相談事業 ○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子・父子福祉センターによる相談事業	○各種相談事業（家庭児童相談、健康や発育等に関する各種相談、保育所等における育児相談、人権相談、女性のための相談、無料法律相談等） ○民生委員・児童委員、主任児童委員*等による相談事業 ○各種媒体や窓口等による支援制度・サービス等に関する情報提供
就労への支援	○母子・父子自立支援員による就労相談 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ○ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金 ○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	○就労困難者を対象とした地域就労支援事業（相談、講習会・セミナーの開催等） ○生活保護受給者等就労支援事業 ○生活困窮者就労準備支援事業
子育て等生活面への支援	（ひとり親家庭等も含め、子育て家庭全般を対象とした取組として施策・事業を実施しています。）	○各種保育事業 ○放課後健全育成事業 ○市民の健康づくり、食育の推進に向けた各種事業 ○進路選択支援事業 ○住宅相談、市営住宅「子育て世帯」優先枠による募集 など
養育費の確保に向けた支援	○母子・父子自立支援員による離婚前相談、養育費に関する相談	○各種相談事業
経済的な支援	○児童扶養手当の給付 ○ひとり親家庭医療費助成事業 ○母子・父子・寡婦福祉資金	○生活困窮者を対象とした生活保護制度 ○門真市社会福祉協議会による生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付） ○就学援助費の給付 ○門真市奨学金の支給
人権尊重のまちづくり	（ひとり親家庭等も含め、市民全般を対象とした取組として施策・事業を実施しています。）	○人権教育・人権啓発の推進 ○民間企業や事業所、宅地建物取引業者等に対する啓発 ○児童虐待の発生予防、早期発見体制の充実

第6章 ひとり親家庭等の支援

1 ひとり親家庭等を取り巻く状況

(4) ひとり親家庭等の生活と意識

本計画の策定にあたって、市内在住のひとり親家庭等の世帯を対象に、生活の実情や意識等を把握し、施策立案の参考とするため、令和6（2024）年3月にアンケート調査を実施しました。

● 実施期間 令和6（2024）年3月9日～3月29日

● 実施結果

対象	配布数	回収数	回収率
ひとり親家庭等	2,200通	585通	26.6%

①回答者の年齢

②回答者の最終学歴

③ひとり親家庭となった理由

④回答者の現在の就業状況

⑤転職の意向

⑥回答者の年間総収入額

⑦経済的な生活状況についての意識

⑧日常生活で負担になっていること

⑨自分のことで困っていること

⑩子どものことで困っていること

⑪困ったときの相談先

⑫住居を探したり入居するときに困ったこと

⑬養育費の受け取り状況

⑭ひとり親家庭等であるために嫌な思いをした経験

⑮ひとり親家庭等の自立や生活の安定を図るために支援策として望むこと

第6章 ひとり親家庭等の支援

2 基本的な視点

①ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重

ひとり親家庭や寡婦など家庭の状況によって不利益を被るようなことがあってはなりません。母子家庭や父子家庭、寡婦に対する偏見や差別のない地域社会の実現に向け、未婚、離婚や死別、別居など家族の多様性に関する理解を促すとともに、人権や生き方を尊重しつつ、必要な支援を充実していくことが大切です。

ひとり親家庭等をはじめ、すべての市民が平等で幸福な生活を送れるように、市民一人ひとりが、他者に尊厳を持ち、かけがえのない存在として認めあい、人々がともに支えあうような地域社会を築いていくことが重要です。

このため、ひとり親家庭等に対する理解を促進しつつ、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。

②生活全般にわたる自立の促進・支援

ひとり親家庭等の親と子が、社会的・経済的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、それぞれの家庭の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われる必要があります。就労や住まいの確保をはじめ、親子の健康増進、子育て環境の整備、子どもへの公平な教育、地域での居場所の確保まで、ひとり親家庭等の生活課題の解決や自立に向けた総合的かつ計画的な支援が重要となります。

また、親子のライフステージを通して、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を充実していくことが望まれます。

このため、教育機関はもとより、企業や事業所、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体でひとり親家庭等の自立を支援する仕組みづくりや相談支援体制の充実と普及啓発に努めます。

第6章 ひとり親家庭等の支援

2 基本的な視点

③親子が健やかに育つ環境づくり

子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯は貧困化する傾向が高く、子どもへの貧困の連鎖を断ち切るためにも、子どもの貧困対策は極めて重要であり、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮しながら、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要があります。未来を担う主人公として、子どもの能力と個性が存分に発揮され、次代に向かう希望や豊かさを得るには、多忙なひとり親の「時間の貧困」をも解消し、親子で心穏やかに過ごす必要があります。

また、ひとり親家庭等の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、すべての子育て家庭において子どもたち一人ひとりの可能性が最大限に尊重される施策の展開が必要となります。

このため、ひとり親家庭等の自立支援は、親が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、地域のさまざまなステークホルダー（関与者）が、連携・協働し、安心・安全な親子の交流を推進しながら、良好で健やかな成育環境づくりに努めます。

第6章 ひとり親家庭等の支援

3 基本方針と施策の展開

(1) ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援

① 情報提供・相談支援の充実

ひとり親家庭等が、必要とする制度やサービスを円滑に利用できるための情報提供を充実します。また、子育てや健康、就業に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等への活動支援や連携等、地域と一体となった支援体制を強化します。大阪府やハローワーク等の関係機関等に適切につなぐ相談機能の拡充や、各種の専門家による相談事業の推進に努めます。

個別施策
情報提供の充実
母子・父子自立支援員による相談事業の推進
各種相談事業の推進
身近な地域での見守り・支援の推進

第6章 ひとり親家庭等の支援

3 基本方針と施策の展開

(1) ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援

② 養育費の確保及び面会交流に向けた支援

子どもの健やかな成長に向け、ひとり親家庭等にとっての養育費の必要性を周知・啓発するとともに、養育費の取り決めや継続的な履行確保に向けた相談や支援を行います。また、子どもと離れて暮らす親との面会交流の取り決めや手続き等について、支援員への相談を実施し適切な助言を行います。

個別施策
養育費に関する広報・啓発活動の推進
養育費の確保に向けた相談支援
養育費の受け取りを支援する取組の実施
面会交流に向けた相談支援

第6章 ひとり親家庭等の支援

3 基本方針と施策の展開

(2) ひとり親家庭等における就労支援の充実

ひとり親家庭等が自立し安定した暮らしを送るための就労の促進に向け、関係機関・団体等との連携を図りながら、就労に関する相談支援や情報提供を行います。

また、職業訓練や給付による資格取得や能力開発にあたっての支援をはじめ、学びなおしの支援、就労機会創出のための支援など、関係機関や企業・事業所との連携・協力を強化しつつ就労支援体制を拡充します。

個別施策
就労に向けた相談支援及び情報の提供
就労・能力開発のための支援
保護者の学び直しの支援
就労機会創出のための支援

第6章 ひとり親家庭等の支援

3 基本方針と施策の展開

(3) ひとり親家庭等への経済的支援

ひとり親家庭等の経済的支援に関する各種制度の情報提供と利用促進を進め、生活の安定と自立を促すとともに、児童福祉の増進を図ります。生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策と連携を図りつつ、手当の適正な給付や資金の貸付業務、医療費助成の推進を図ります。

個別施策
各種制度の周知と適正な利用促進
児童扶養手当の適正な給付
母子寡婦福祉資金の貸付
ひとり親家庭等医療費助成

第6章 ひとり親家庭等の支援

3 基本方針と施策の展開

(4) ひとり親家庭等への生活支援

①生活や子育てに対する支援

ひとり親家庭等への様々な生活支援により、子育てや家事と就労の両立、子どもの健全な育成につなげます。生活全般において、子育て支援事業の優先的な提供、日常生活の支援、親子の健康づくりに向けた各種事業の実施、住まいの確保など、ひとり親家庭等のための支援体制の充実を促進します。

個別施策
子育て支援事業における優先的配慮
日常生活の支援
健康づくり・食育の推進
住まいの確保

第6章 ひとり親家庭等の支援

3 基本方針と施策の展開

(4) ひとり親家庭等への生活支援

②子どもが健やかに育つ環境づくり

ひとり親家庭等の子どもたちの健やかな成長に向けた環境づくりを行います。世代を超えた貧困の連鎖が起こらないよう、教育の機会均等を図るとともに、就学支援や学習支援を推進しつつ、居場所づくりや子ども自身の将来を見据えた取り組みを図ります。

個別施策
子どもの就学支援
学習支援の推進
子どもの居場所づくりの推進
次代の親としての教育の推進

第6章 ひとり親家庭等の支援

3 基本方針と施策の展開

(5) ひとり親家庭等を支えるまちづくり

ひとり親家庭等は、ひとつの家族として尊重されるべき社会の構成形態であることを念頭に、就職差別や住居制約等といった人権侵害を受けないよう、子どものいる家庭として、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざした人権教育・啓発を推進します。事業者・企業への啓発、児童虐待の防止、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

個別施策
人権教育・啓発の推進
事業者に対する啓発の推進
児童虐待の防止
地域で支える子育て支援

第7章 子どもの貧困対策の推進（仮）

策定作業中

第8章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、本市の子ども・子育て支援を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため、計画の推進にあたっては、子どもの育成や子育て支援に関係する部門のみならず全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、計画に掲げる取組については、専門的かつ広域的な取組も含まれることから、国や府、関係機関等と連携しながら推進します。

2 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みに反映する（Act）、というPDCAサイクルの考え方に基づき、進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

具体的には、各分野の施策や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況を定期的に整理し、それをもとに「門真市子ども・子育て会議」において点検・評価を行い、結果を公表するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

今後検討